

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略)		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20年 ・官報
		(7) (略)		
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) (略)		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年） ・官報
3	政令の	(1)～(5) (略)		

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略)		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20年 ・官報の写し
		(7) (略)		
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) (略)		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年） ・官報の写し
3	政令の	(1)～(5) (略)		

	制定又は改廃及びその経緯	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20年	・官報		制定又は改廃及びその経緯	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20年	・官報の写し		
		(7) (略)							(7) (略)				
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(4) (略)					4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(4) (略)				
		(5)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20年	・官報				(5)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20年	・官報の写し	
		(6) (略)							(6) (略)				
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯							
5～7	(略)						5～7	(略)					
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯							
8～10	(略)						8～10	(略)					
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯							
11・12	(略)						11・12	(略)					
職員の人事に関する事項						職員の人事に関する事項							
13	(略)						13	(略)					
その他の事項						その他の事項							
14	告示、	(1)告示の	①～⑤ (略)			14	告示、	(1)告示の	①～⑤ (略)				

	訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	⑥官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10年	・官報		訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	⑥官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10年	・官報の写し
		(2) (略)						(2) (略)			
15～24 (略)						15～24 (略)					
備考 (略)						備考 (略)					

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。